

改正により要件や様式等に変更がありますのでご注意ください。

# 令和6年度 公益財団法人岐阜県教育文化財団 文化振興事業助成金募集要項

**申請期間** 令和6年4月1日(月)から令和6年4月30日(火)まで

(郵送の場合は、当日消印有効)

公益財団法人岐阜県教育文化財団では、県内文化活動の活性化による文化的風土の形成を目的として、県内の文化団体等が行う文化活動事業に対して助成を行っています。  
助成を希望される場合は、説明をよくお読みのうえ、申請してください。

## 助成対象事業の実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

### 目次

1. 助成対象となる募集事業	1
【2から14は、全ての事業に共通する事項です。必ずお読みください】	
2. 助成対象となる文化団体	2
3. 助成対象外となる事業	2
4. 助成事業であること等の明記について	2
5. 申請に必要な書類について	3
6. 助成額の決定について	4
7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について	4
8. 実績報告書の提出について	5
9. 額の確定について	5
10. 助成金の支払いについて	5
11. 会計書類の保存について	5
12. 立ち入り調査又は報告について	6
13. 交付決定の取消し、助成金の返還について	6
14. 助成金手続きの流れ	7
15. 助成項目ごとの説明	8
(1) 文化鑑賞事業	8
(2) 総合文化活動事業	11
(3) 岐阜文化の情報発信活動事業	13
(4) 伝統文化後継者育成事業	14
(5) 実演芸術青少年育成事業	16
(6) 実演芸術アウトリーチ事業	18
(7) 障がい者支援文化活動事業	20
(8) 県民文化振興事業	22
(9) 国際文化交流事業	24
16. 提出書類の記入例	26~40

<別冊> 令和6年度公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金様式集

**お問合せ先:** 公益財団法人 岐阜県教育文化財団 県民文化課

〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階

TEL 058-233-8161 FAX 058-233-5811

URL <https://www.g-kyoubun.or.jp>



# 1. 助成対象となる募集事業

※重複申請はできません。

(「(4) 伝統文化後継者育成事業」に申請する団体を除く。)

<p><b>(1) 文化鑑賞事業(チケット配布への助成)</b> …… P. 8~10に詳細説明</p> <p>広く県民の皆さんに優れた文化を鑑賞する機会を提供するため、県内の会館・ホール等で、県内の文化団体が実施する公演等の入場券を買い取る事業</p> <p>・入場券を、30人分または15万円を限度に当財団が買い取ります。</p>
<p><b>(2) 総合文化活動事業</b> …… P. 11~12に詳細説明</p> <p>県内における文化活動の一層の促進を図るため、県内の文化団体の会員が、日頃の訓練の成果発表として、県内の公立文化施設で行う公演、展示等の文化活動</p> <p>・会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)の経費の一部を助成。</p> <p>①一般公演事業:上限20万円      ②一般展示等事業:上限10万円</p> <p>③青少年公演事業:上限40万円      ④青少年展示等事業:上限20万円</p> <p>※青少年とは、小・中・高生、大学・専門学校の学生または概ね22歳以下の者を対象とします。</p>
<p><b>(3) 岐阜文化の情報発信活動事業</b> …… P. 13に詳細説明</p> <p>県内の文化団体が、岐阜文化を情報発信するため、県外で行う公演、展示等の文化活動</p> <p>・会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、旅費、宿泊費の経費の一部を助成。</p> <p>①公演事業:上限40万円      ②展示事業:上限20万円</p>
<p><b>(4) 伝統文化後継者育成事業</b> …… P. 14~15に詳細説明</p> <p>日本古来の伝統文化の保存・後継者育成・継承を図るため、県内の団体が実施する研修等の後継者育成活動</p> <p>・外部講師への謝金・旅費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、研修教材費等の一部を助成。上限25万円</p>
<p><b>(5) 実演芸術青少年育成事業</b> …… P. 16~17に詳細説明</p> <p>次代の岐阜文化を担う若手を育成するため、県内の青少年を主体とした実演芸術団体が、外部の講師を招聘し実施する研修事業または県内の民間の幼稚園や学校による共同体・合同体が、外部から芸術家、演奏家を招聘して実施する事業</p> <p>※青少年とは、小・中・高生、大学・専門学校の学生または概ね22歳以下の者を対象とします。</p> <p>・外部講師、芸術家等への謝金・旅費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、研修教材費等の一部を助成。上限25万円</p>
<p><b>(6) 実演芸術アウトリーチ事業</b> …… P. 18~19に詳細説明</p> <p>県内の実演芸術文化団体が県内学校等教育機関や文化施設、福祉施設へ出前公演する事業</p> <p>・助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成。上限100万円</p>
<p><b>(7) 障がい者支援文化活動事業</b> …… P. 20~21に詳細説明</p> <p>障がい者の方々の参加を目的とした公演、展示等の文化活動</p> <p>・助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成。</p> <p>①公演事業:上限40万円      ②展示等事業:上限20万円</p>
<p><b>(8) 県民文化振興事業(県域団体対象)</b> …… P. 22~23に詳細説明</p> <p>県域団体が行う芸術・文化活動に対し、岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業として、各団体が実施する事業</p> <p>・助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成。上限100万円</p>
<p><b>(9) 国際文化交流事業</b> …… P. 24~25に詳細説明</p> <p>県内の文化団体が海外から招請を受け、文化を通じ国際交流を図るため海外で行う公演、展示等の文化活動</p> <p>・渡航に係る旅費及び楽器・展示物等運搬費の一部を助成。上限100万円</p>

※上記メニュー以外に、本年秋に岐阜県で開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024(「第39回国民文化祭」及び「第24回全国障害者芸術・文化祭」)に関連して実施する事業・活動等や岐阜県の文化振興に関し、寄与が大きいと認められる事業について、別途協議のうえ支援することがあります。

## 2. 助成対象となる文化団体

本助成制度に共通する、基礎的な必要条件です。その他の条件は、助成項目によって異なります。詳細は、それぞれの項目の説明で確認してください。

- (1) 岐阜県内に活動の本拠を置いていること
- (2) 10人以上の会員を有すること
- (3) 組織的かつ継続的に文化活動を行っていること
- (4) 代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと
- (5) 特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと（「総合文化活動事業のうち青少年の文化活動育成団体」及び「実演芸術青少年育成事業を実施する実演芸術文化団体」については除く。） 例：高校の生徒、大学・専門学校の学生、特定の会社の社員等のみで組織された団体は不可。

## 3. 助成対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業に対しては助成できません。

- (1) 営利を主目的とするもの
- (2) 特定の政治または宗教活動及び主義主張の浸透を図るもの
- (3) 信義則に反する活動または公序良俗に反する活動である場合
- (4) 企業、職域団体等の団体内の活動である場合
- (5) 個展、会員展、クラブ発表会等、特定の構成員のみによって行われ公開性を欠くもの
- (6) 他に岐阜県（岐阜県の出資に係る財団法人、社団法人または特殊法人を含む）からの助成を受ける事
- (7) 市町村及び市町村が出資する財団法人等が実施するまたは主催となる事業
- (8) 県外の施設で開催される事業（「岐阜文化の情報発信活動事業」、「国際文化交流事業」は除く。）
- (9) その他財団が特に定めるもの

## 4. 助成事業であること等の明記について

本助成事業に申請する事業には、チラシ・プログラム・チケット等に①当財団の助成事業であること及び②「清流の国ぎふ」文化祭2024（「第39回国民文化祭」及び「第24回全国障害者芸術・文化祭」）開催について、両方明記してください。ただし、対象事業が「清流の国ぎふ」文化祭2024閉会后（11月25日以降）に開催される場合は、②の明記は不要です。

助成事業項目	記載する名称
(1)文化鑑賞事業 (2)総合文化活動事業 (3)岐阜文化の情報発信活動事業 (4)伝統文化後継者育成事業 (5)実演芸術青少年育成事業 (6)実演芸術アウトリーチ事業 (7)障がい者支援文化活動事業 (9)国際文化交流事業	①及び②を記載してください。 ①「公益財団法人岐阜県教育文化財団助成事業」または「助成 公益財団法人岐阜県教育文化財団」 ②「清流の国ぎふ」文化祭2024（「第39回国民文化祭」及び「第24回全国障害者芸術・文化祭」） ※文字ロゴ等データを使用してください。
(8)県民文化振興事業	①及び②を記載してください。 ①岐阜県民文化祭事業として実施していただくこととなりますので、下記の両方を記載。（「〇〇」には、事業名称を記入） 第29回岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業 「助成 公益財団法人岐阜県教育文化財団」 ②「清流の国ぎふ」文化祭2024（「第39回国民文化祭」及び「第24回全国障害者芸術・文化祭」） ※文字ロゴ等データを使用してください。

※本年秋に本県で開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024(「第39回国民文化祭」及び「第24回全国障害者芸術・文化祭」)の文字ロゴ等については、画像データを使用してください。

※文字ロゴ等を使用したチラシ等については、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局あて、郵送またはデータ送付(kokubun2024@govt.pref.gifu.jp)にて速やかにご提出ください。

▶詳しくは「清流の国ぎふ」文化祭2024公式 HP をご参照ください。

(<https://gifu-bunkasai2024.pref.gifu.lg.jp/koku-shou-bunsai/download/>)

<参考:基本形横組み 文字ロゴとロゴマーク>



第39回国民文化祭 第24回全国障害者芸術・文化祭  
「清流の国ぎふ」文化祭2024  
ともに・つなぐ・みらいへ～清流文化の創造～  
2024年10月14日(月・祝)～11月24日(日)

<参考:基本形横組み 文字ロゴとマスコット>



第39回国民文化祭 第24回全国障害者芸術・文化祭  
「清流の国ぎふ」文化祭2024  
ともに・つなぐ・みらいへ～清流文化の創造～  
2024年10月14日(月・祝)～11月24日(日)

(文字ロゴ等が令和5年3月3日に更新されていますので、ご使用の際にはご注意ください。)

※対象事業が、『「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024応援事業』である場合、上記文字ロゴ等に代えて、応援事業の文字ロゴ等を使用しても差し支えありません。

※助成金の交付決定前にチラシ・プログラム・チケット等を準備する場合は、「公益財団法人岐阜県教育文化財団助成事業 申請」としてください。

※助成金の申請をしたことによって「公益財団法人岐阜県教育文化財団」の後援名義や「第29回岐阜県民文化祭」の協賛名義の使用を許可したものではありません。  
名義の使用を希望される場合は、別に使用申請書を提出してください。

## 5. 申請に必要な書類について (下記の書類を申請期間内に提出してください。)

### 全ての項目に共通した提出書類

※記入例を参考にしてください。

①申請書 (別記第1号様式(共通))

②収支予算書 (別紙様式1)

<予算書の作成に関する注意事項>

○申請する事業に関するもののみ抽出し記入してください。団体全体の予算書ではありません。

繰越金、慶弔費など団体運営のための経常的経費は対象外です。

○助成対象経費となる経費をよく精査してください。過大な見積もりは、助成金全体の交付率に影響し、結果的に交付金額の減少になります。

③調査票 (別紙様式2。事業内容、事務会計の担当者の連絡先は必ず記載してください。)

④事業計画書 (別紙様式3。申請事業の項目によって異なります。)

別紙様式 3-1 (1)文化鑑賞事業、(2)総合文化活動事業、(3)岐阜文化の情報発信活動事業  
(7)障がい者支援文化活動事業、(9)国際文化交流事業

別紙様式 3-2 (4)伝統文化後継者育成事業、(5)実演芸術青少年育成事業

別紙様式 3-3 (6)実演芸術アウトリーチ事業

別紙様式 3-4 (8)県民文化振興事業

⑤規約・定款 過去に交付実績のある団体でも、必ず提出してください。既存のもので結構です。

任意団体にあつては規約を、法人にあつては定款を提出してください。(申請団体の組織体系等が分かる資料が必要です。)

⑥会員名簿 団体の全員の氏名・住所等の一覧表。既存のもので結構です。

⑦チェックリスト① (別紙様式6)

### 下記の事業には特定の書類が必要です

⑧入場券配布計画(任意様式) (1)文化鑑賞事業

⑨講師経歴(任意様式) (4)伝統文化後継者育成事業、(5)実演芸術青少年育成事業、  
(7)障がい者支援文化活動事業(外部講師等を招聘する場合のみ。)

⑩渡航者一覧予定表(任意様式) (9)国際文化交流事業

⑪国際航空運賃の見積書(任意様式) (9)国際文化交流事業

※その他参考となる資料がありましたら、添付してください。(前回のチラシなど)

※申請書に記載された氏名・住所・電話番号は、本助成金の審査、交付等に係る通知などに使用するほか、当財団が主催する事業をお知らせする場合に使用することがあります。

**所定申請書類一覧 (「×」以外の書類を提出してください)**

助成メニュー 必要書類	(1) 文化鑑賞	(2) 総合文化 活動 (3) 岐阜文化の 情報発信	(4) 伝統文化 後継者育成 (5) 実演芸術 青少年育成	(6) 実演芸術 アウトリーチ	(7) 障がい者 支援文化 活動	(8) 県民文化 振興	(9) 国際文化 交流事業
①申請書 (別記第1号様式)	○	○	○	○	○	○	○
②収支予算書 (別紙様式1)	○	○	○	○	○	○	○
③調査票 (別紙様式2)	○	○	○	○	○	○	○
④事業計画書 (別紙様式3)	3-1	3-1	3-2	3-3	3-1	3-4	3-1
⑤規約・定款 (任意様式)	○	○	○	○	○	○	○
⑥会員名簿 (任意様式)	○	○	○	○	○	○	○
⑦チェックリスト① (別紙様式6)	○	○	○	○	○	○	○
⑧入場券配布計画 (任意様式)	○	×	×	×	×	×	×
⑨講師経歴 (任意様式)	×	×	○	×	△	×	×
⑩渡航者一覧予定表(任意様式)	×	×	×	×	×	×	○
⑪国際航空運賃の見積書(任意様式)	×	×	×	×	×	×	○

**6. 助成額の決定について**

①事業の助成上限額

②(総事業費)-(収入)の差

③対象経費 (※ただし、「伝統文化後継者育成事業」「実演芸術青少年育成事業(研修事業)」は対象経費の3/4、「県民文化振興事業」は対象経費から他団体からの補助金や助成金を差し引いた額の1/2)

①~③のもっとも小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成額を決定します。

※申請された団体が全て交付決定されるわけではありません。

※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。

(「岐阜文化の情報発信活動事業」、「実演芸術アウトリーチ事業」、「国際文化交流事業」は除く。)

**7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について**

助成の申請をした事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、及び助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合は、事業実施前に「変更承認申請書」(第3号様式)の提出が必要です。事業費が減額となった場合は、再審査を行い、「交付決定額変更」を通知します。

助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、「中止(廃止・助成辞退)承認申請書」(第5号様式)の提出が必要となります。これらの場合には、当財団へご相談ください。

## 8. 実績報告書の提出について

事業終了後1か月以内または翌年度の4月5日のいずれか早い日まで<sup>※3</sup>に、事業の実績を報告してください。必要な提出書類は次のとおりです。

助成メニュー 必要書類	(1) 文化鑑賞	(2) 総合文化 活動	(3) 岐阜文化の 情報発信	(4) 伝統文化 後継者育 成	(5) 実演芸術 青少年育成	(6) 実演芸術 アウトリーチ	(7) 障がい者 支援文化 活動	(8) 県民文化 振興	(9) 国際文化交 流
①報告書 (別記第7号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②収支決算書 (別紙様式4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③事業概要報告書 (別紙様式5)	5-1	5-1	5-2	5-3	5-1	5-4 <sup>※1</sup>	5-1	5-1	
④領収書の写し及び明細書等	×	○	○	○	○	○	○	○	
⑤助成対象経費領収書整理一覧表	×	×	×	○	×	○	○	×	
⑥チェックリスト② (別紙様式7)	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑦入場券配布実績明細書 (任意様式)	○	×	×	×	×	×	×	×	
⑧渡航者一覧実績表 (任意様式)	×	×	×	×	×	×	×	○	
⑨チラシ・プログラム・新聞記事等 <sup>※2</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 別紙様式5-4(その1)と(その2)を添付してください。

※2 チラシ、プログラム等は、助成事業であること及び「清流の国ぎふ」文化祭2024(「第39回国民文化祭」及び「第24回全国障害者芸術・文化祭」)の開催が明記されていることを確認できるものとします。

※3 実績報告書の提出期限までに提出ができない場合は、その提出期限までに、遅延理由、遅延後の提出予定日を記載した遅延理由書(任意様式)を提出してください。

提出がない場合は、「文化振興事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書」(別記第11号様式)を送付して助成金の交付決定を取り消します。

## 9. 額の確定について

実績報告書提出後、書類を審査し、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定し、「文化振興事業助成金確定通知書」(別記第8号様式)及び「文化振興事業助成金交付請求書」(別記9号様式)を送付します。

申請時の予算書の予算から助成対象経費が減少した場合、助成金が減額となる場合があります。

## 10. 助成金の支払いについて

「文化振興事業助成金交付請求書」に必要事項を記入して提出してください。

請求書には、指定振込先金融機関の口座名義の分かる部分のコピーを添付してください。

指定振込口座は、必ず交付団体名が入った口座としてください。(個人名義の口座は原則不可。)

## 11. 会計書類の保存について

採択された事業について、助成対象事業に関する経費の会計書類、帳簿等を事業終了の翌年度から5年間保存してください。

## 1 2. 立ち入り調査又は報告について

事業の実施状況及び会計処理状況について立ち入り調査を行うこと、又は報告を求めることがありますので、その場合はご対応いただく必要があります。

## 1 3. 交付決定の取消し、助成金の返還について

「公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金交付要綱」及び本「募集要項」に記載している内容や交付条件を遵守しない場合、虚偽の実績報告書を提出するなど、不正に助成金を受給する意思や受給した事実が明らかとなった場合などは、助成金交付決定の取消し（既に助成金が支払われていた場合には、助成金の返還請求）を行います。

助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還請求を受けた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければなりません。

助成金の返還請求を受け、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければなりません。

## 14. 助成金手続きの流れ

申請団体		(公財)岐阜県教育文化財団
<p>① 申請書(別記第1号様式等)提出 4月30日(火)締切り (郵送の場合は、当日消印有効)</p> <p>■事業内容に変更があった場合 事業の変更承認申請書(別記第3号様式)提出 ※事業内容に変更等があった場合は、必ず提出してください。</p> <p>■事業を中止等した場合 事業の中止(廃止・辞退)承認申請書(別記第5号様式)提出 ※事業を取りやめる場合または収入が支出を上回った場合は必ず提出してください。</p> <p>■障がい者支援文化活動事業、県民文化振興事業、国際文化交流事業のみ概算払可概算払請求書(別記第10号様式)提出</p> <p>③ 実績報告書(別記第7号様式等)提出 (事業終了後1か月以内、または翌年度の4月5日のいずれか早い日)</p> <p>⑤ 交付請求書(別記第9号様式)の提出 (確定通知書受領後、速やかに提出)</p>		<p>② 交付決定の通知(6月中旬頃に送付)</p> <p>変更承認の通知 交付額変更の通知</p> <p>中止(廃止・辞退)承認書</p> <p>概算助成金の支払</p> <p>④ 確定額の算出、助成額確定の通知 ※「助成金交付請求書」も併せて送付</p> <p>⑥ 助成金の支払い ※原則、請求書受理後、15日以内に指定の口座へ当財団から振り込みます。</p>

## 15. 助成項目ごとの説明

### (1) 文化鑑賞事業（チケット配布への助成）

#### ア. 助成対象となる事業

広く県民の皆さんに優れた文化を鑑賞する機会を提供するため、県内の会館・ホール等で、県内の文化団体が実施する公演等の入場券を買い取ります。

日頃芸術文化に触れる機会の少ない福祉施設入居等の社会的弱者、次代を担う小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び公募による一般県民（団体の会員・出演者及びその家族を除く。）を対象に自主的に無料配布する計画がある場合、その一部に助成します。

#### イ. 助成対象となる文化団体

P.2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

#### ウ. 助成対象外となる事業

P.2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

また、会員以外が鑑賞しようとする場合、会員になることが条件あるいは入場券が会費または入会金の性格をもつ事業は、助成の対象外です。

※申請団体の会員・出演者及びその家族は配付の対象外です。

#### エ. 助成額

下記①～②のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。なお、前売り券・当日券がある場合は、前売り券の値段とします。

※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。

①30人分のチケット代金 ②15万円

#### オ. 申請に必要な書類

P.3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の①～⑦の書類とともに、次の必要事項を記入した⑧「入場券配布計画書」を提出してください。

#### 〈必要記載事項〉

配布予定先及び配布方法、配布するチケットの種類（料金）、配布枚数

#### 〈配布計画書作成例〉

入場券配布計画書		団体名(〇〇の会) 事業名(〇〇演奏会)		
	配布予定先(配布方法)		配布枚数	助成希望枚数
1	〇〇市△△施設の入居者(施設に持参)	自由席/2,000円	10	10
2	〇〇市内の小中学生(学校に持参)	自由席/2,000円	20	20
3	一般県民(県内から公募)	特別席/3,000円	10	0
			40	30 (合計42,000円)

〈添え書き文について〉

配布する入場券には、当財団の文化鑑賞事業助成により提供されたものであることを明記した添え書きをして配布してください。

添え書き文書の例  
(同様の内容であれば可)

このチケットは、(公財)岐阜県教育文化財団の文化鑑賞事業助成により提供されるものです。

カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、配布枚数が減少または配布チケットの金額が変更になる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

「配布実績報告書」(任意様式)は、下記の作成例を参考に下記必要項目を記載してください。

〈必要項目〉

- 配付した個人全員の氏名、住所(番地省略可)  
\*ただし、施設入居者にあつては、施設の名称と施設の住所及び配布した個人の氏名、学校への配布にあつては、学校名、学校の住所と学年、児童・生徒名のみでも構いません。(施設名、学校名のみ報告は受け付けません。)
- チケットの金額、配布枚数、合計
- 配付した個人全員に、団体の会員・出演者及びその家族が含まれないことの明記

〈配布実績報告書の作成例〉

入場券配布実績一覧		団体名(〇〇の会) 事業名(〇〇演奏会)		
No.	配布先	氏名	住所	チケットの種類/料金
	〇〇市立〇〇小学校		〇〇市△△町1-23-4	
I	〇〇小学校	文化 太郎	1年	自由席/1,000円
	□□施設△△園		△△市◇◇町2-34-5	
II	△△園	岐阜 一郎		自由席/1,000円
30	一般公募	文化 二郎	〇〇市××町	指定席/2,000円
			合計	100,000円

※上記被配布者に、団体の会員・出演者及びその家族はいません。

**ク.額の確定について**

P.5の「9.額の確定について」のとおり。

**ケ.その他**

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (2) 総合文化活動事業（会場使用料への助成）

### ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体の会員が、日頃の成果発表として出演、出展するために、県内の公立文化施設で行う、公演、展示等の文化活動に対して、会場使用料等の一部を助成します。

対象団体には、以下の2つがあります。

- (1) 一般文化活動支援：県内の一般の方が自主的に活動している団体
- (2) 青少年文化活動育成：県の文化活動の将来の担い手となる青少年が主体となって活動する団体  
※青少年とは、小・中・高生、大学・専門学校の学生、または概ね22歳以下の者を対象とします。

#### 【助成対象経費】

会場使用料、附属設備等使用料、光熱費（冷暖房費等）の経費の一部を助成します。

（会場使用料、附属設備等使用料は、前日仕込み、リハーサル（前日または当日に限る）、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。また、照明操作、舞台設営等の人件費及びピアノ調律料は対象外です。）

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

また、青少年文化活動にあっては、青少年が主体となって活動する団体であること。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

#### (1) 助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。

#### ① 下記事業の助成上限額

一般公演事業：上限20万円	一般展示等事業：上限10万円
青少年公演事業：上限40万円	青少年展示等事業：上限20万円

#### ② (総事業費) - (収入) の差

#### ③ 対象経費（上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照）

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

#### (2) 経費の考え方

会費とは、(1)②の収入や当財団の助成金だけでは事業遂行に支障がある場合、会の通常経費から補填する金額を指します。新たに会員から徴収する出品料・出演料も、会費としてください。

会員外から出演料・出品料を徴収する場合は、(1)②の収入に含まれます。（収支予算書で、項目を分けてください。）

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

#### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり。

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

#### キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び使用料の明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

#### ク. 額の確定について

P. 5の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

#### ケ. その他

青少年の活動育成を除く一般団体ごとの継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (3) 岐阜文化の情報発信活動事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体が、岐阜文化を情報発信するため、県外の会館・ホールで行う、公演、展示の文化活動に対して、会場使用料等の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

会場使用料、付帯設備等使用料、光熱費、旅費、宿泊費の経費の一部を助成します。

(会場使用料、附属設備等使用料は、前日仕込み、リハーサル(前日または当日に限る)、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。また照明操作、舞台設営等の人件費、ピアノ調律料は対象外です。旅費、宿泊費は、公演の場合は会員及び出演者の経費、展示の場合は会員の経費に限ります。)

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。(ただし、(8)を除く。)

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

① 助成の上限額 公演事業：上限40万円 展示事業：上限20万円

② (総事業費) - (収入) の差

③ 対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり。

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 5の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

### ケ. その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (4) 伝統文化後継者育成事業

### ア. 助成対象となる事業

日本古来の伝統文化の保存・後継者育成・継承を図るため、県内の伝統文化保存・育成団体が後継者育成及び技能保持者の人材確保のために実施する研修事業に要する経費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費（冷暖房費等）、楽器借料、楽譜料の一部を助成します。

※講師謝金及び講師旅費は、外部講師を招聘する場合のみ助成の対象となります。会員が講師である場合は対象経費となりません。

### イ. 助成対象となる文化団体

箏曲、尺八、三弦、横笛、雅楽、新内、小唄、長唄、清元、日本舞踊、和太鼓など、伝統文化を保存・育成する岐阜県内の団体で、P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

なお、「岐阜県無形民俗文化財伝承事業費補助金（文楽・能伝承教室、地歌舞伎伝承教室（地方伝承教室、立方伝承教室、親子歌舞伎教室、衣裳・道具方伝承教室）、獅子芝居伝承教室）」に申請する団体は対象となりません。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。

①助成の上限額 25万円

②（総事業費）－（収入）の差

③対象経費（上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照）の3/4

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

⑨講師経歴（任意様式）を忘れず添付してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、辞退について」のとおり

事業の内容（実施日、会場、事業内容、事業名等）に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細（領収書に記載されている場合は不要）を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 5の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

**ケ.公演・舞台発表事業について**

(2) 総合文化活動事業または(3) 岐阜文化の情報発信活動事業をご利用ください。

**コ.その他**

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (5) 実演芸術青少年育成事業

### ア. 助成対象となる事業

次代の岐阜文化を担う若手を育成するため、県内にある青少年を主体とした実演芸術団体が、**外部から講師を招聘し**実施する研修事業または、県内にある民間の幼稚園や学校の共同体・合同体(単独の場合は除く。)が、**外部から芸術家、演奏家を招聘し**実施する事業に要する経費の一部を助成します。

※青少年とは、幼・小・中・高生、大学・専門学校の学生、または概ね22歳以下の者を対象とします。

#### 【助成対象経費】

講師・芸術家等謝金、講師・芸術家等旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、楽器借料、楽譜料の一部を助成します。

(会場使用料、附属設備等使用料は、前日仕込み、リハーサル(前日または当日に限る)、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。また照明操作、舞台設営等の人件費、ピアノ調律料は対象外です。)

### イ. 助成対象となる文化団体

外部から講師を招聘し実施する研修事業にあつては、実演芸術(音楽、演劇、舞踊。伝統芸能を除く。)文化団体で、青少年が主体となって活動する団体で、P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

また、外部から芸術家、演奏家を招聘し実施する事業にあつては、民間保育園や学校の共同体・合同体(単独の場合は除く。)であること。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③の、いずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。

①助成の上限額 25万円

幼稚園や学校の共同体・合同体が3団体以上で事業を行う場合、1団体増えるごとに12万5千円増額し、最大50万円

②(総事業費)－(収入)の差

③研修事業:対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)の3/4

公演事業:対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

研修事業は⑨講師経歴(任意様式)を忘れず添付してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

**ク.額の確定について**

P.5の「9.額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

**ケ.その他**

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (6) 実演芸術アウトリーチ事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の実演芸術文化団体が県内の学校等教育機関や文化施設、福祉施設へ広域的に出前公演(有料の公演は除く。)する事業に要する経費の一部を助成します。

なお、下記圏域より2つ以上の圏域にて、年間5つ以上の会場(学校等教育機関や文化施設、福祉施設)で出前公演すること。また、前年度選定した会場が半数未満となるよう重複を避けて新しく会場を選定すること。

#### 【助成対象経費】 下記の経費

項目名	細目名例示
出演等謝金	客演者等出演料
交通・宿泊費	旅費、宿泊費等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権等使用料等
音楽費	作詞料、作曲料、楽器借上料、楽譜料、著作権使用料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料、光熱水費(冷暖房費等) 注)
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
通信運搬費	通信費、展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、パンフレット等印刷費
記録費	写真撮影費、記録映像費、録音費等
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

#### ① 飲食費、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

※出演者、関係者等の弁当代については、円滑な遂行上必要な事業期間中に限り、1,100円以内を基準に対象とします。

#### ② 団体運営のための経常的経費

(施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む)

注) 会場費は、前日仕込み、リハーサル(前日または当日に限る)、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合せ等の会場使用料は含みません。

#### 【圏域】

圏域名	市・郡名
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

### イ. 助成対象となる文化団体

実演芸術(音楽、演劇、舞踊等)文化団体で、P.2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

## ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

また、5つ未満の会場で実施する出前事業、選定する会場が前年度選定した会場と半数以上重複する事業、1つの圏域のみで行われる事業は助成の対象外です。

### 【助成対象外となる事業例】

- × 岐阜圏域から2会場、西濃圏域から1会場、飛騨圏域から1会場の計4会場で実施する出前公演（会場が5つ未満のため）
- × 岐阜圏域のみから10会場を選定した出前公演（1つの圏域のみで実施する事業のため。）
- × 前年度 A,B,C,D,E の5会場を選定し、今年度 A,D,E,F,G,H の6会場を選定した出前公演（今年度選定した会場が、前年度選定した会場と半数以上重複しているため。）

## エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。

①助成の上限額 100万円

②(総事業費)－(収入)の差

③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】)参照

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

## オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

## カ. 事業内容の変更、中止、辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

## キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。また、「助成対象経費領収書整理一覧表」(別紙様式4関係)を必ず添付してください。

## ク. 額の確定について

P. 5の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

## ケ. その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (7) 障がい者支援文化活動事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の会館・ホールで行う、障がい者の方々の参加を目的とした公演、展示等の文化活動に対して、事業に要する経費の一部を助成します。

【助成対象経費】 下記の経費

項目名	細目名例示
出演等謝金	客演者等出演料、講師等謝金、指導謝金、賞金等
交通・宿泊費	旅費、宿泊費、日当等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、教材費、著作権等使用料等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、楽譜料、著作権使用料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料、光熱水費(冷暖房費等) 注)
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
通信運搬費	通信費、展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、入場券、図録、機関誌(団体機関誌を除く)等印刷費
記録費	写真撮影費、記録映像費、録音費等
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

①飲食費、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

※出演者、関係者等の弁当代については、円滑な遂行上必要な事業期間中に限り、1,100円以内を基準に対象とします。

②団体運営のための経常的経費

(施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む)

注)会場費は、前日仕込み、リハーサル(前日または当日に限る)、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合せ等の会場使用料は含みません。

### イ. 助成対象となる文化団体

P.2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P.2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。

①助成の上限額

公演事業: 上限40万円      展示等事業: 上限20万円

②(総事業費)-(収入)の差

③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】)参照

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

## オ.申請に必要な書類

P.3の「5.申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。事業の実施に際して外部講師を招聘する場合は⑨講師経歴(任意様式)を忘れず添付してください。

## カ.事業内容の変更、中止、辞退について

P.4の「7.事業内容の変更、中止、辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

## キ.実績報告について

P.5の「8.実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

## ク.額の確定について

P.5の「9.額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

## ケ.助成金の支払いについて

P.5の「10.助成金の支払いについて」のとおり。

また、この事業については、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部を概算払いすることができます。

概算払を受ける場合は、「助成金概算払請求書」(別記第10号様式)により請求してください。

概算払できる金額は、1回につき助成金交付決定額の4割までとし、事業完了前に8割まで請求できます。

## コ.その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (8) 県民文化振興事業

### ア. 助成対象となる事業

岐阜県内を広域的に組織する団体が行う文化活動に対し、岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業として、各団体が実施する事業に要する経費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】 下記の経費

項 目 名	細 目 名 例 示
出演等謝金	客演者等出演料、講師等謝金、指導謝金、賞金等
交通・宿泊費	旅費、宿泊費、日当等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権等使用料等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、楽譜料、著作権使用料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料、光熱水費(冷暖房費等) 注)
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
通信運搬費	通信費、展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、入場券、図録、機関誌(団体機関誌を除く)等印刷費
記録費	写真撮影費、記録映像費、録音費等
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

#### ① 飲食費、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

※出演者、関係者等の弁当代については、円滑な遂行上必要な事業期間中に限り、1,100円以内を基準に対象とします。

#### ② 団体運営のための経常的経費（施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む）

注) 会場費は、前日仕込み、リハーサル(前日または当日に限る)、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合せ等の会場使用料は含みません。

### イ. 助成対象となる文化団体

当該分野を総合的に統括している県域団体で、P.2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること。

### ウ. 助成対象外となる事業

P.2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

また、教授所、教室等が行う稽古事、習い事等のおさらい会、発表会は助成対象外です。

## エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

**※平日に、ぎふ清流文化プラザの会場を借り上げて使用される場合は、助成限度額全額を助成します。**

①助成の上限額 100万円

②(総事業費)-(収入)の差

③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)から他団体からの補助金や助成金を差し引いた額の1/2

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

## オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

## カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

## キ. 実績報告について

P. 5の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。また、「助成対象経費領収書整理一覧表」(別紙様式4関係)を必ず添付してください。

## ク. 額の確定について

P. 5の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

## ケ. 助成金の支払いについて

P. 5の「10. 助成金の支払いについて」のとおり。

また、この事業については、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部を概算払いすることができます。

概算払を受ける場合は、「助成金概算払請求書」(別記第10号様式)により請求してください。

概算払できる金額は、1回につき助成金交付決定額の4割までとし、事業完了前に8割まで請求できます。

## コ. その他

継続事業については、5年を目安に見直しをします。

## (9) 国際文化交流事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体が、海外から招請を受け、文化を通じ国際交流を図ることを目的に、海外で行う公演、展示等の文化活動に対して、旅費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

5名以上で行う公演または展示等の文化活動に関する渡航にかかる旅費及び楽器・展示物等運搬費の一部を助成します。

- ・スタッフ、キャストに係る費用のみ対象となります。代表者、事務局等に係る費用については、渡航者が20名以下の場合は1名、21名以上の場合は2名までを対象とします。
- ・日本の空港(出国手続きをする空港)から開催地の最寄りの国際空港(入国手続きをする空港)までのエコノミークラス席を利用する場合の往復の航空運賃及び滞在中の宿泊費を対象とします。(岐阜県の規定に基づき上限があります)
- ・税金、国内及び現地移動旅費等は対象外となります。

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。(ただし、(8)を除く。)

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

- ①助成の上限額 100万円
- ②(総事業費)－(収入)の差
- ③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料、祝儀等」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類及び⑩渡航者一覧予定表、⑪旅行代理店発行の国際航空運賃の見積書を提出してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となる場合、助成事業を中止等する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

#### キ.実績報告について

P.5の「8.実績報告書の提出について」に記載の書類及び⑧渡航者一覧実績表を提出してください。  
対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

#### ク.額の確定について

P.5の「9.額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

#### ケ.助成金の支払いについて

P.5の「10.助成金の支払いについて」のとおり。

また、この事業については、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部を概算払いすることができます。

概算払を受ける場合は、「助成金概算払請求書」(別記第10号様式)により請求してください。

概算払できる金額は、1回につき助成金交付決定額の4割までとし、事業完了前に8割まで請求できます。

#### コ.その他

新規での申請のみとします。(過去に当事業で交付を受けた団体は申請できません。)

# 16. 提出書類の記入例

## 記入例

別記 第1号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
(住所) 〇〇市〇〇町123-45  
(団体等名) 〇〇〇〇会  
(代表者役職名) 会長  
(代表者氏名) 文化 太郎 印  
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和6年度文化振興事業助成金交付申請書

下記のとおり文化振興事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

区 分	内 容
1 助成対象事業 ※希望する項目 に必ずチェック してください。	<input type="checkbox"/> (1)文化鑑賞事業 <input checked="" type="checkbox"/> (2)総合文化活動助成 <input type="checkbox"/> 一般展示、 <input checked="" type="checkbox"/> 一般公演、 <input type="checkbox"/> 青少年展示、 <input type="checkbox"/> 青少年公演 <input type="checkbox"/> (3)岐阜文化の情報発信活動事業 <input type="checkbox"/> (4)伝統文化後継者育成事業 <input type="checkbox"/> (5)実演芸術青少年育成事業 <input type="checkbox"/> (6)実演芸術アウトリーチ事業 <input type="checkbox"/> (7)障がい者支援文化活動事業 <input type="checkbox"/> (8)県民文化振興事業 <input type="checkbox"/> (9)国際文化交流事業
2 実施事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
3 主 催 者	〇〇〇〇会
4 開 催 日	令和〇〇年〇月〇〇日(曜日)～令和 年 月 日( )
5 開催場所	△〇会館
6 事業内容 (参加見込人員)	〇〇について日頃の練習の成果を発表する。 関係者(〇〇〇人) 入場者(〇〇人)
7 助成申請額	200 千円(総事業費 1,100 千円)

収支予算書の予算額と同額になります↑

添付書類 (提出する際には、□欄にチェックをして漏れがないようご確認ください。)

- 収支予算書 ←(別紙様式1)記入例(P27)を参考に作成してください。
- 調査票 ←(別紙様式2)記入例(P28)を参考に作成してください。
- 事業計画書 ←事業の内容がわかるものを作成してください。(別紙様式3. 申請事業項目によって異なる。)
- 入場券配布計画書 ←「文化鑑賞事業」助成申請の場合のみ、作成してください。
- 団体規約(または定款) ←任意様式。既存のもので可。
- 会員名簿 ←任意様式。既存のもので可。
- チェックリスト① ←(別紙様式6)記入例(P33)を参考に作成してください。
- その他資料 ←事業の内容がわかるものを添付してください。(前回のチラシ等)

←必ず記載してください。

←代表者の住所、氏名、団体名をご記入のうえ、押印してください。代表者個人の印でも、団体の印でも結構です。事務局長や部会長などは代表者ではありません。

←希望する助成項目ひとつの□欄にチェック。

注) 複数のメニューは選択できません。

←事業名称を記入

←主催団体名を記入

←事業の開催年月日を記入

←事業の開催場所を記入

←事業内容について、簡潔にご記入ください。

←助成項目ごとの助成限度額を参照のうえ、希望申請額を必ずご記入ください。

## 収 支 予 算 書

※申請事業の予算書であり、団体全体の予算書ではありません！

## 1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	備 考
出演料、出品料(会員外)	100,000	単価×人数
チケット代、入場料	300,000	券種の明細
他の補助金、助成金	300,000	
広 告 費	100,000	
会 費	100,000	
岐阜県教育文化財団助成金	200,000	
計	1,100,000	

収入の部には、対象となる事業の収入となると予想されるものを、すべて記入してください。

←会員からの徴収は除く。

←当財団以外からの助成金等について、予定があれば記入。

←会の通常経費からの補填、及び会員からの臨時徴収の額を記入。

←申請書に記入した、助成申請額を必ず記入。

←支出の部の計と同額になります。

## 2 支出の部

単位:円

項 目	予 算 額	備 考
会 場 費	300,000	会場使用料 270,000円 練習会場 30,000円
出演者・講師等謝金	200,000	
プログラム印刷費	200,000	
会 議 費	100,000	
食 料 費	100,000	
事 務 費	100,000	
通 信 費	100,000	
計	1,100,000	

支出の部には、対象となる事業の支出となると予想されるものをすべてあげてください。

←会場費には、ホール等の使用料の他冷暖房費、備品使用料、リハーサル時の使用料を含みます(ピアノ調律代、照明及び舞台設営の人員費は含みません)。対象となる経費を明らかにしてください。

← 収入の部の計と同額になります。

(注意)「収入の部」の計と「支出の部」の計は一致させてください。

# 団体調査票

## ※必ず提出してください

下記の事項について簡潔に記載してください。

団体名	〇〇会	会員数	35人
-----	-----	-----	-----

### 1 貴団体のプロフィール(結成年、設立経緯、活動目的など)

昭和60年設立。△△の卒業生や☆☆サークルの参加者が、合同して××公演を行ったことを契機に、両者が合体して一緒に活動するために設立した。

その後、公演に参加して下さった一般の方も会員に加わり、現在に至る。

△△市及び周辺に在住、在勤する者が、日頃の演奏活動を通じて懇親を深めるとともに、市民に自分たちの演奏を聴いてもらうことを目的とする。

### 2 貴団体の普段の活動状況(通常の活動内容、活動場所、活動の頻度)

毎週土曜日、△公民館で練習。

偶数月の第3日曜日に、施設等で慰問演奏。

年に1回、△〇会館でコンサート。

### 3 貴団体のこれまでの活動実績

設立以来毎年コンサートを行っている。今年で第14回目を迎える。

また、3年に1回、市の友好都市×〇市へ訪問公演も行っている。

毎月行っている慰問公演では、平成15年に△△市から感謝状を受けた。

### 4 貴団体の収支状況(主な収入源、会費の金額など)

毎月3,000円の会費、及びコンサート時に5,000円を徴収する。

### 5 郵便物の送付先・問い合わせ先

本助成金について、こちらからの問い合わせに対応できる方の情報を記入してください。

フリガナ	やぶた いちろう
①担当者名(役職名)	(会 計) 藪田 一郎
②担当者住所	〒500 - 8384 岐阜市藪田南5-14-53
③連絡先	電話番号 (058) 277 - 1139 携帯電話番号は、差し支えなければ記入してください FAX番号 (058) 277 - 1140 携帯電話 (090) 111 - 1111 電子メールアドレス yabuta@abc.co.jp
④連絡がとりやすい時間帯	朝8:30～夕方5:30

※(1)文化鑑賞事業、(2)総合文化活動事業、(3)岐阜文化の情報発信事業、  
(7)障がい者支援文化活動事業、(9)国際文化交流事業 用

事業名	<b>第〇〇回 〇〇定期演奏会</b>
実施日時	令和 〇年 〇月 〇日( <b>土</b> )から 令和 年 月 日( )まで
実施会場	
参加者予定数	関係者(出演・出品者、会員、スタッフ) 人 入場者(関係者を除く) 人
事業の概要  (3)岐阜文化の情報発信活動事業、国際文化交流事業は「岐阜文化」の情報発信をふまえた内容としてください。	<p>(1)目的</p> <p><b>地域での音楽活動の普及を図るとともに、地域の皆さんに日頃接する機会の少ない音楽を鑑賞していただく。</b></p> <p>(2)内容</p> <p><b>演奏予定曲</b></p> <p><b>山× ☆二郎 作曲 幻想組曲「蕨田」</b></p> <p><b>J. T. バッハ 作曲 弦楽五重奏曲「エンクウ」</b></p> <p><b>ヘルベルト・シュトラウス 作曲 尺八協奏曲「織部」</b></p>

(4)伝統文化後継者育成事業、(5)実演芸術青少年育成事業 用

※研修内容ごとに作成してください。

事業名	<b>三絃講習会</b>
目的	<b>地域の小中学校で学ぶ生徒に、伝統文化の良さを知ってもらおうとともに、公民館活動で演奏できるようになってもらう。ひいては、地域の大人達と一緒に活動することで、大人と子どもが一体となって活動する地域文化の醸成を図りたい。</b>
実施日時	令和 ○年 ○月～○月 <b>(全日程 令和 ○年○月～令和 ○年○月)</b>
実施会場	<b>△☆公民館集会室</b>
講師肩書	<b>山月流師範</b>
講師氏名	<b>古田織部丞</b> ※公演事業の場合は演奏家等の氏名
受講予定者数	<b>小中校生 約30人</b>
<p>(1) 内容 (時間割、講習曲目など)</p> <p><b>令和○年4月～6月、毎週金曜日午後6時～8時</b></p> <p><b>曲目 古曲「浜千鳥」</b> <b>古曲「天の川」</b></p>	

## アウトリーチ公演事業計画書

公演名	〇〇〇演奏会
公演日時	令和 〇年 〇〇月 〇日 ( 〇 ) ~ 令和 年 月 日 ( )
公演対象	①公演対象の学校(施設)等名称及び所在地 名称     △〇小学校 所在地    〇〇市△△町1-2-3 ②予定鑑賞者数     100 人
実施会場	施設名    △〇小学校講堂  所在地    〇〇市△△町1-2-3
公演の概要	(1)内容(演目、曲目など)  演奏予定曲  山× ☆二郎 作曲        幻想組曲「藪田」  J. T. バッハ 作曲       弦楽五重奏曲「エンクウ」  ヘルベルト・シュトラウス 作曲   尺八協奏曲「織部」
過去に実施した 出前公演の実 績	(実施対象、日時、参加者数などを記入)  <b>毎年、小学校へ出前公演を行っており、昨年度は、〇月〇日に△△小学校で 〇〇人を対象に演奏した。</b>

## 県民文化振興事実施計画書

事業名	<p><u>日本舞踊</u> に親しむ文化のつどい</p> <p>(サブ事業名) <b>ぎふ日本舞踊の祭典</b></p>
実施日時	令和 ○年△△月□□日(◇) から 令和 ○年△△月□□日(◇)まで
実施会場	○○○市民文化会館 大ホール
参加予定者数	<p>参加団体等 ○○会、◇◇連盟 等 □□団体</p> <p>関係者(出演・出品者、会員、スタッフ) ○○ 人</p> <p>入場者 ○○ 人</p>
入場料の有無	有 前売り○○○円 (当日△△△円)
広報計画	<p>○○市広報に掲載</p> <p>△△新聞、□□情報誌に掲載、◇◇放送で報道</p> <p>チラシ○○○枚、ポスター◇◇◇枚等配布</p>
後援・協賛団体等	○○市、○○市教育委員会
事業の概要	<p>(1)目的</p> <p>日本舞踊の歴史、魅力、作法等を広く県民にわかりやすく紹介し、日本舞踊に対する理解と関心を高めてもらう事業とする。</p> <p>また、一流の舞踊家たちによる名技の披露、県民との交流を通じて、日本舞踊の神髄を伝えるものとする。</p> <p>(2)内容(事業類型区分に応じて記入してください)</p> <p>①日本舞踊の魅力レクチャー公演</p> <p>講師 ○○○○ 出演者 ○○○○、○○○○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模範演目披露 長唄「連獅子」</li> <li>・レクチャー 題目「日本舞踊の歴史と作法」</li> <li>・体験参加 作法、所作体験参加</li> </ul> <p>②○○△△とのふれあい交流ステージ</p> <p>(3)特色及び事業効果</p> <p>単なる舞踊鑑賞公演にとどまらず、広く県民に日本舞踊の歴史や作法、所作等基本的な理解を深めてもらい、これまで日本舞踊に触れたことのない方にも親しんでもらえる機会を提供することができる。</p> <p>※事業の特色、事業実施によって得られる効果等を、具体的に記載してください。</p>

## 文化振興事業助成金 チェックリスト①（交付申請時）

下記項目にチェックのうえ、署名して提出してください。

確認項目	チェック欄
・ 営利を目的とする事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 法令又は信義則・公序良俗に反する事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 企業、職域団体等の団体内の活動事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 個展、会員展、クラブ発表会等、特定の構成員のみによって行われ公開性を欠く事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 対象経費について県（県が出資する財団法人等を含む）から重複して助成を受ける事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 市町村（市町村が出資する財団法人等を含む）が実施する又は主催となる事業ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 財団による現地調査、会計帳簿検査等に応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 以下（１）、（２）の規定（助成金交付条件等）を遵守します。 （１）公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金交付要綱 （２）公益財団法人岐阜県教育文化財団 文化振興事業助成金 募集要項	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 申請内容に虚偽はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>

上記事項について確認しました。

令和〇年〇月〇日

団体名 〇〇会

代表者名 藪田 一郎

※申請内容の審査の後、採択となった事業については、この交付決定通知書をお送りします。

参 考

別記 第2号様式（第5条関係）

公教文第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇会  
会長 文化 太郎 様

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長

令和〇年度文化振興事業助成金の交付決定について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった標記助成金については、公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった下記事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

助成対象事業名

- 2 助成金の額は、次のとおりとする。ただし、助成対象事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成金の額等

助成決定額 円

支払方法 精算払い

- 3 交付の条件

上記の助成対象事業は、当該年度の以下(1)、(2)の規定に従わなければならない。

- (1) 公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金交付要綱
- (2) 公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金募集要項

※事業実績報告書は、事業終了後、速やかにご提出ください。

**記入例**

別記 第7号様式

令和〇年〇月〇〇日

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
(住 所) 〇〇市〇〇町123-45  
(団体等名) 〇〇〇〇楽団  
(代表者役職名) 会長  
(代表者名) 文化 太郎 印  
(T E L) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

文化振興助成事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付け公教文第〇〇〇号の〇〇〇で助成金の交付の決定を受けた下記の事業について、実績を報告します。

区 分	内 容
1 事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
2 主催者	〇〇〇〇楽団
3 開催日	令和〇〇年〇月〇〇日( )～令和 年 月 日( )
4 開催場所	〇KBふれあい会館サランカホール
5 参加人員実績	関係者(出演者、出品者、会員等) 〇〇〇人 入場者(関係者以外) 〇〇〇人

〈添付書類〉

1 収支決算書(別紙様式4)

2 事業概要報告書(別紙様式5)

3 助成対象経費領収書の写し及び明細書等

4 チェックリスト②(別紙様式7)

5 入場券配布実績明細書

6 その他チラシ、プログラム、新聞記事等の関係資料

←必ず記載してください。

※申請書(第1号様式)と同じ要領で記入してください。

←交付決定通知または変更通知の日付と番号を記入してください。

←別紙の記入例を参考に作成してください。(別紙様式4)

※チケット代、入場料等の収入がある場合は、その額を証明する書類の写しを提出してください。

←事業結果の概要について記載したものを作成してください。(別紙様式5)

←会場使用料及び付帯設備の領収書など助成対象経費の領収書の写し及び明細書等(支払金額の内訳を記載した書類)を添付して提出してください。

←文化鑑賞事業助成については、「入場券配布実績」を併せて提出してください。

←後援名義の使用、及び財団助成事業である旨等が明記されているかを確認するため、事業のパンフレット、チラシ等を添付してください。

## 収 支 決 算 書

## 1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額A	決 算 額B	差引A－B	備 考
出演料、出品料	100,000	100,000	0	
チケット代、入場料	200,000	180,000	20,000	
他の補助金、助成金	300,000	300,000	0	
広 告 費	100,000	100,000	0	
会 費	100,000	100,000	0	
岐阜県教育文化財団助成金	200,000	150,000	50,000	
計	900,000	830,000	70,000	

収入の部には、対象となる事業の収入となったすべてのものをあげてください。

←チケット代、入場料等の収入がある場合は、その額を証明する書類の写しを提出してください。

←交付決定された助成金額を記入してください。

←支出の部の計と同額になります。

↑ 予算額は、申請時の収支予算書の金額をそのまま記入してください。

## 2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額A	決 算 額B	差引A－B	備 考
会 場 費	300,000	250,000	50,000	会場費 220,000円 練習会場費 30,000円
プログラム印刷代	200,000	250,000	△50,000	
会 議 費	100,000	80,000	20,000	
謝 金	100,000	80,000	20,000	
事 務 費	100,000	80,000	20,000	
通 信 費	100,000	90,000	10,000	
計	900,000	830,000	70,000	

支出の部には、対象となる事業の支出になったすべてのものをあげてください。

←会場費となった、ホールの使用料、冷暖房費、備品使用料、リハール時の使用料等をご記入ください。

文化鑑賞事業以外の事業を申請された方は、助成対象経費の領収書の写し及び明細書等(支払金額の内訳を記載した書類)を添付してください。

←収入の部の計と同額になります。

領収書添付用紙

申請者名の領収書としてください

<b>領 収 証</b>	
2022年8月11日	
〇〇会 会長 岐阜三郎 様	
<b>金 8,552円</b>	
(但し、消耗品として 内訳レシート)	
〇〇薬局 〇支店 岐阜市藪田南 2-1-1	
<small>印 または 収入印紙(※記載され た受取金額が5万円未 満のもの等を除く)</small>	

<領収書内訳>

<b>レシート〇〇薬局〇支店</b>		
岐阜市藪田南2-1-1		
電話●●-xxxx		
2022年8月11日		
手指消毒ポンプ		
¥1095 × 5		5475円
マスク 60枚入り		
¥1150 × 2		2300円
	小計	7775円
	消費税 10%	777円
	合計	8552円

購入内容の詳細がわかるレシートなどを添付してください。

宛名や但し書きのない領収証、内訳(購入内容の詳細)が不明な場合は、対象となりません。

## 文化振興事業助成金 チェックリスト②（実績報告時）

下記項目にチェックのうえ、署名して提出してください。

（実績報告書提出前に確認する項目）

確認項目	チェック欄
・ 収支決算書（別紙様式 4）に記載したほか、当事業に関する収入はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 以下（1）、（2）の規定（助成金交付条件等）を遵守し、事業を実施しました。 （1）公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金交付要綱 （2）公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金募集要項	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 報告内容に虚偽はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>

上記事項について確認しました。

令和〇年〇月〇日

団体名 〇〇会

代表者名 薮田 一郎

※事業実績報告書提出後、審査し、この確定通知書をお送りします。

参 考

別記 第8号様式

公教文第〇〇〇号  
令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇楽団  
代表 文化 太 郎 様

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長

文化振興事業助成金確定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった下記の助成事業については、次のとおり助成金額を確定します。

については、別添の「助成金交付請求書」に必要事項を記入のうえ、振込先預金通帳（表紙及び見開きページ）の写しを併せて提出してください。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 助成対象事業名 | 第〇〇回〇〇〇定期演奏会  |
| 2 助成金の確定額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 ← <b>助成対象となる経費が減少した場合、助成金額が減少する場合があります。</b> |

※実績報告書の提出期限までに提出がない場合、または、その提出期限までに遅延理由書（任意様式）の提出がない場合、その他不正に助成金を受給したことが明らかとなった場合などは、この助成金交付決定取消通知書を送付して助成金の交付決定を取り消します。

参 考

別記 第11号様式(第14条関係)

公教文第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人岐阜県教育文化財団

理事長

文化振興事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書

令和 年 月 日付け公教文第 号で通知した標記助成金の交付決定について、公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成金交付要綱第14条の規定に基づき取り消し新たな交付決定額を通知します。

これに基づき、既に交付を受けている助成金を下記のとおり返還してください。

記

助成年度 年度

助成金の名称

交付決定済額 円

取消後交付決定額 円

取消理由

助成金の返還

返還金額 円

返還期限 令和 年 月 日